

研究論文

株式、株主有限責任、資本金および株主の危険負担の
相互関係についての一考察

西村 丈治

A Study of the Relationship Between Stocks, the Limited Liability of
Stockholders, Legal Capital and the Stockholders' Risk Bearing.

Joji NISHIMURA

【要約】 現行の株式会社における基本的特質としての株式、株主有限責任の制度および資本金の制度を、相互に内在する論理的関連性の観点から考察を加えた。

まず、現行株式会社においては会社の成立、存立、維持および運営のあらゆる側面において「株式」は本源的要素技術と名付けるに値するほどの多種、多様な機能、役割を果たしていることを述べた。

ついで本来の意味では株主と会社債権者との間に成立する法律関係としての株主有限責任の制度は、これを担保するところの資本金の制度に支えられて原始株主の出資後も依然として内在的、実体的には存在しているのではなかろうかという私見を述べた。

最後に株式のもつ財産的価値を強調して、会社が経営不振に陥って承継株主を含む株主の有する株式の経済価値が原始株主の出資額もしくは株主の資本持分を下回り、最悪の状況ではゼロとなった場合には、株主有限責任に内在する危険負担者としての株主の地位、立場が具体化、顕在化して危険を負担し、不利益を蒙るのではなかろうかとする私見を開陳した。

I はじめに

現代の経済社会において株式会社は生産、流通、雇用、所得をはじめとする広汎な分野において大きな地位を占め多大な影響力を有していることは周知のとおりである。

このような株式会社は、営利社団法人の1つとみる見解が通説であり、その基本的特質としては株式および株主有限責任の制度⁽¹⁾もしくはこの両者に資本金の制度を追加する見解⁽²⁾がみられる。

本稿では後者の見解に立脚して株式会社の基本的特質を株式、株主有限責任の制度ならびに資本金の制度にあるとする立場にたって三者の相互関係ならびに株主有限責任から発生する株主の危険負担と不利益について考察を加える。

そこではまず株式会社という営利社団法人を成立、存立させる基本的要素技術は多種、多様な機能、性質を有する「株式」にあることを強調する。ついで株式会社の基本的特質の1つとしての株主有限責任は、通説の述べるように原始株主による株式引受価額の出資によって完全且つ無条件に消滅するものではなく、複雑な法律関係と多大の手間と費用を必要とするところの直接有限責任の形を回避しながら、これを担保するところの資本金の制度によって支えられて内在的、実体的には存在し存続しているのではなかろうかとする見解を開陳する。

さらに株式のもつ財産的要素を強調して原始株主による株式引受価額の出資は単なる出捐ではなく、財産的価値を有する株式を取得するという投資的行為もしくは投機的行為であることを述べることを通じて、株主有限責任の原則は原始株主のみならず承継株主にも適用されるのではなかろうかとする見解を開陳し、このような株主の有限責任は、具体的には会社が経営不振に陥った場合、原始株主の出資によって形成された株主の財産の減少、消滅あるいは株主の保有する株式の無償での消却、併合の形で明示的、具体的に顕在化するのではなかろうかとする私見を述べる。

II 株式会社における株主の結合関係および株主の責任の変遷

現代の経済社会においてもっとも大きな地位を占め、生産、流通、雇用、所得をはじめとする広汎な分野において重要な機能、役割を果たしているところの株式会社の制度は、経済的および法的分野における天才的な技術的発明的所産であるといわれている⁽³⁾。

このような株式会社の制度は、基本的には営利事業を営んで利益を追求する社会的、経済的組織体を形成、運営し、その活動の結果、実現した利益を構成員に分配することを共同の目的とする複数人の結合体であるといえよう。

しかしながらこのような社会的、経済的組織体の法律上の性質、所有と経営の関連および株主と会社債権者との関係は、株式会社の成長、発展に伴う構成員の増加、増大と企業活動の複雑化につれて歴史的、沿革的には著しい変化、変容をとげた。

株式会社の発生の当初は、起業者的性格を多分に有する少数の株主が、直接、組合的に結合

して、自ら経営を担当するとともに株主は会社債権者に対して無限責任を負うものとされていた⁽⁴⁾。

その後、株式会社の制度は、大規模化し複雑性を増す企業の営利活動を組織的、継続的に遂行する手段、方法として最も適当な社会的、経済的組織形態であることが歴史的に実証されるにつれて構成員の数は急速に増大し、すべての構成員が会社経営に積極的に関与することは技術的にも能力的にも困難もしくは不可能となり、いわゆる企業の所有と経営の分離が不可避の状況が生起、進展した。このように株式会社を構成する社員の数が増大し、企業の所有と経営の分離が進展するにつれて一般（大衆）株主にとっては、自らの出資額以上に損失を負担することを拒否する要求が高まることは、株式投資が本来、株主にとって投資額を元本とし、そこから果実（具体的には利益の配当および持分の増大）を得ることを目的とする利益追求行為である性質を有する以上、経済的合理性に由来する当然の帰結であるといえよう。この点を法律上、明確に宣明したのは周知のように1807年フランス商法第33条に規定された株主有限責任の原則である。しかしながらこの時期には未だ株式会社は組合的構成をとっていたので株主の地位は、現在の合資会社における有限責任社員の立場に類似するものであり、したがって株主は、会社債務（株主自身の債務の性質を有する）につき、会社債権者に対して直接有限の責任を負担していた⁽⁵⁾。

このように法律上、株主有限責任の原則が明確化されるにつれて、株式投資の相対的安全性の故に、株式会社の社員たる株主は益々増加、増大をみるにいたり、株式会社の法的性格を構成員相互の関係を処理するための法的形式としては組合的構成から社团的構成へと変化、変容させ、権利義務帰属の法的形式としては法人格の承認へと導いた⁽⁶⁾。

このように株式会社は法人として自ら権利を有し義務を負うことが法律上承認され、株式会社とその構成員である株主とは別個の人格であることが明確に認識されるにつれて株式会社の財産とその構成員である株主の財産とは明確に区分、分離されることとなった。この段階にいたると株式会社をとりまく最大の利害関係者である株主と会社債権者とが直接対峙するところの法律関係を存続することは徒らに法律関係を複雑にし大衆から比較的少額の資本を結合して大規模事業を営むに際して障害とならざるをえないといえよう。このような障害を除去し、一方において株主に会社の債務について形式的にも実質的にも原始株主の出資額の範囲内で責任を負うにとどまることを保障するとともに、他方において会社債権者に対して一定額の範囲内において会社債務に相当する資産を超えた会社資産を会社に維持、拘束して会社債務の弁済について安全弁、緩衝器を設けることを保障することは、単純、明快な形での有限責任を欲する株主と、会社資産を唯一の債権回収手段（会社にとっては債務の弁済手段）とみなさざるをえない会社債権者の双方にとって経済的合理性に富む有用な仕組みであるといえよう。このような単純、明快な有限責任を欲する株主と、会社債務の弁済について負債に相当する資産を超える一定額の支払余裕資産の存在を欲する会社債権者との双方の欲求を、一定の範囲内で充足、保障する手段、仕組みが資本金ないし株主による払込資本の制度であり、その具体的な実効性を担保するところの資本充実・維持の原則、資本不変の原則および資本確定の原則の存在である。

この点の詳細については後述するところである。

(資本の調達、運用という観点から観念的にみれば、負債は資本の調達源泉であり、負債に相当する金額の資産はその運用形態であるので、会社の経営が順調に営まれ、その本来の目的である利益の創出が順調に実現しておれば負債<資産、少なくとも負債=資産という財政状態が保持されているので支払時期、支払条件等の問題を無視すれば一応、債務の返済についてとくに問題は生じないように見える。もっとも現実には法人格を有する会社自体が自らの資本を有しない状況のなかで仕入先、銀行等から信用供与の形で他人資本の調達を行うことは不可能であるのみならず、会社の意図に反して負の利益が実現することも当然に予想されるところである。このことは負債に相当する資産を超えた一定額の資産を会社に常時、継続的に維持、拘束する仕組みの形成、存続を法律上の制度として強力に要求する基本的誘因の1つであるといえよう。)

上述のように株式会社の制度は、当初、創業者的性格を有する少数の株主による無限責任の形態からスタートし、ついで社員数が増加、増大して所有と経営の分離が進展するにつれて出資額の範囲内での直接責任という形での有限責任に責任の範囲と履行の方法が変化し、さらに組合的構成から社团的構成への変化とそれに伴う対外的な法律関係の単純化のための法人格の形成、成立ならびに資本金もしくは株主による払込資本の制度によって現行株式会社の基本的特質の1つとしての株主有限責任の制度が実現するにいたった点を留意することは、現行の株式会社における基本的特質を相互関連的に認識、理解するうえで貴重な手がかりを提供するものといえよう。

Ⅲ 現行株式会社における本源的要素技術としての株式

現行の株式会社は規模も大きく、その活動内容は複雑であるのでそれを実現するためには人、物、金をはじめとする各種の経営資源を経済的に獲得、結合し社会的、経済的組織体を合理的に維持、運営するために多種、多様な技術と制度を必要としている。

このように株式会社が成立、存立し維持、運営されるために必要な経営資源の獲得、結合および合理的な組織の維持、運営のために必要な技術、制度の形成、創出、存続を実現するに際して、株式は営利社団法人としての株式会社自体を形成、存立するために必要な基盤、社団法人の構成員としての株主を確保、維持するための基盤、営利法人としての株式会社が営利活動を営むために必要な基幹資本を形成、創出するための基盤、法人としての株式会社が会社の基本的事項について意思決定をするための基盤、会社とその構成員である株主との間に団体法上の法律関係を形成するための基盤、単純、明快な株主有限責任の制度の発生を促進し、これを技術的に可能とする基盤、現行の株主有限責任の制度の実効性を担保するところの資本金の制度を形成、存続するための基盤、株主に投下資本の回収を保障する株式譲渡自由の原則を実現可能とする基盤、株式の引受、払込、給付、譲渡、譲受を株主にとって投資もしくは投機行為として性格づけることを可能とする基盤を提供、創出する機能、役割を果たしている。このように株式会社を構成するもろもろの特質のなかで株式は最も基本的、本質的な特質を包摂しているという意味で「株式」は現行株式会社における本源的要素技術としての地位を占めている

といえるのではなかろうか。

一般に株式の概念規定としては、細分化された割合的単位の形をとるところの株式会社における社員の地位⁽⁷⁾、株主の会社における法律上の地位を定める基準たる会社事業における単位的持分およびこれに基づいて定められる株主の法律上の地位⁽⁸⁾という表現で説明されている。

このように営利社団法人としての株式会社における社員の地位としての株式が細分化された(均等の)割合的単位の形をとることによって、個性を喪失した多数の人々による株式の引受と引受価額の払込、給付が可能となり、社団法人の構成員としての株主の確保と維持ならびに営利法人にとって必要な基幹資本の形成、創出が行われ、結果的に法人格を有する株式会社はその主たる要素としての人的要素と物的要素を具備、充足することとなる。

また人格を異にする会社とその構成員としての株主との間に団体法上の法律関係を形成する基盤を提供することによって株主の出資義務(200条第1項)ならびに利益配当請求権(290条、293条)や残余財産分配請求権(425条)を中心とする自益権および議決権(241条第1項)を中心とする共益権を株主に付与することを可能としている。さらに株式の引受価額を限度とする単純、明快な株主有限責任の制度の発生を促進する誘因として作用するとともにそれを技術的に可能とする基盤を提供するという働きをしている。

同時に主たる地位を占めるところの株主有限責任の制度の実効性を担保する作用、機能を果たしているという意味で従たる地位を占めるところの資本金の制度(284条の2)ないし株主による払込資本を形成、維持することを可能としている。

経済的側面からみれば株主有限責任の制度、株式を表彰する有価証券としての株券の発行および原則として株式譲渡の自由(204条)を保障することによって、株式は投資および投機の対象として個人や企業に多様な資金運用の手段、方法を提供している点は重視されるべきである。

このように株式は狭義の法概念から導かれるところの株主有限責任と結合した株主の出資義務ならびに自益権や共益権を含む株主の有するもろもろの権利とその適用についての株主平等の原則以外に、社団法人として会社を構成する株主の確保と維持および営利法人として営利活動を営むために必要な基幹資本の形成、創出を通じて営利社団法人としての株式会社自体の成立、存立、さらにその帯有する財産的要素は株式への出資を株主にとって投資ないし投機行為としての性質を付与することを可能とすることによって上述のように株式会社を構成する本源的要素技術としての地位を占めるにいたったといえる。

したがって本稿では株式会社における基本的な特質としての株式、株主有限責任の制度および資本金の制度の相互関連を考察するに際して株式に最大の地位を与え、これを出発点として他の特質としての株主有限責任の制度および資本金の制度の相互関連について言及することとする。

IV 株主有限責任の制度と資本金もしくは株主による払込資本との関連

現行商法上、株式会社をとりまく法律関係が、会社と株主と会社債権者の三者を中心にして構成されているものとすれば、株式会社の基本的特質の1つである株主有限責任の制度は、本

来の意味では会社の債務について会社がその支払を十分に履行し得ない場合に会社の構成員としての株主と会社債権者との間に成立する法律関係であるといえよう。この点は前述のように株式会社の発生の当初、組合的結合のもとに所有と経営が一体化していた初期段階における株主の責任が無限責任であったこと、株主の数が増加、増大して所有と経営の分離が生じ一般株主による出資額以上の損失の負担を拒否する要求の高まりを法律上、反映し容認したところの1807年フランス商法第33条の規定ならびに人的会社の1つとしての合資会社における有限責任社員の責任の範囲と履行方法からみて容易に推察し得るといえよう。

論理的にも社団法人としての株式会社の構成員であり、経済上、実質上、会社の共同所有者である株主が、単に株式会社は団体としての組織的一体性が強い法人であり、したがって会社財産と構成員である株主の財産とは分離された別個の存在であるので、株主は会社がその債務の支払について十分な履行能力を有しない場合にも全く関係を有せず、責任を有しないと主張することは形式的、皮相的な見解であり、名実ともにこのような主張、見解を強調するときには、会社の事業活動に必要な他人資本の供与 — 具体的には仕入先からの信用供与としての買掛金、支払手形あるいは銀行からの借入金等 — を受けることは実務としての経済活動において不可能に近いものといえよう。

このように本来の意味では会社の債務の支払について、会社の構成員である株主と会社債権者との間の法律関係である株主の有限責任が、株主たる資格に本質的に結びついたところの株式引受人による株式引受価額の出資義務の履行によって義務も責任も消滅するという表現で説明される⁽⁹⁾のはいかなる理由によるものであろうか。

この問題を解明する基本的な手掛かりの1つは、現行株式会社における本源的要素技術としての株式に見出し得るといえよう。つまり社員の地位が細分化された割合的単位形で標準化、規格化、統一化されることによって個性を喪失した多数の株主による出資の途が開かれ、このような多数の株主の出現は必然的に所有と経営の分離をもたらし、出資者である株主が出資額の範囲内でのみ危険を負担することを保障する単純、明快な仕組みの形成、創出を要求する強力な誘因として作用するものといえよう。また、株式は細分化された割合的単位形で標準化、規格化、統一化されていることは、個性を喪失した多数の株主の有限責任の要求を単純かつ明快な形で充足、実現するために必要な要素技術としての特性、適格性、適合性を具備しているものといえよう。

つまり、株式は単純、明快な株主有限責任の発生を促進し成立させるための誘因であるとともに、その実行可能性を技術面で支える要素技術としての性質をもっているといえよう。

上述の問題を解明するいまひとつの手掛かりは、資本金の制度ならびにその具体的展開としての資本に関する三原則を検討することによって見出し得るといえよう。

つまり、資本金は会社財産を確保するための基準となる一定の金額であって、新株の発行、資本減少、転換社債の株式への転換等、法定の事由により変化する場合を除いて一定不変である⁽¹⁰⁾。

このことは資本金に相当する会社資産が会社設立時はもちろんのこと、会社の存立中は継続的に維持、拘束されることを意味するとともに、会社財産を確保するための基準となる一定の

株式、株主有限責任、資本金および株主の危険負担の相互関係についての一考察

金額自体も継続的に維持、確保されることを意味し、結局、会社の債務を弁済する担保としての会社資産を、株主がその有する株式の引受価額を出資することによって、少なくとも資本金もしくは株主による払込資本の範囲内で常時、継続的に維持、確保する制度的な仕組みが法律上、確立され保障されていることを意味している。

この点を資本に関する三原則に関連させて一層、具体的に述べるとまず資本充実、維持の原則のうち資本の充実に関しては全額払込主義（170条1項、172条、177条1項3項、280条の7）、額面株式の額面未払発行の禁止（202条2項）、現物出資についての厳格な調査（173条、181条、184条、185条、280条の8）、株主からの相殺の禁止（200条2項）、発起人や取締役の引受、払込、給付についての担保責任（192条、280条の13）、財産不足額填補責任（192条の2、280条の13の2）、著しく不公正な価額で株式を引受けた者の差額支払義務（280条の11）、株式払込取扱金融機関の保管証明義務（177条2項、280条の14第1項）等の規定によってその実現がはかられている。

また資本充実、維持の原則のうち資本の維持に関しては配当可能利益の制限（290条）、資本準備金の積み立て（288条の2）、自己株式の取得の禁止（210条）の規定が設けられその実現がはかられている。

上述のように資本の充実、維持の原則を実現するために多くの規定が設けられている結果、会社設立時や新株発行時に資本金もしくは株主による払込資本に相当する会社資産が充実していることが制度的に保障されるのみならず、会社の存立中は資本金もしくは株主による払込資本に相当する会社資産が常時、継続的に維持、拘束される仕組みが制度的に確立されているといえる。

この点を簿記的にいえば資本金もしくは株主による払込資本に相当する（借方）資産が会社設立時や新株発行時に充実されるのみならず、会社存立中は常時、継続的に維持、拘束されていることを保障する制度的な仕組みが確立していることによって資本充実、維持の原則はその実効性を保障されているものといえよう。

また、資本不変の原則は会社が株式の発行によって形成、創出した資本金もしくは株主による払込資本は原則として（375条および376条に定める厳格な手続を必要とする減資の場合を除いて）常時、会社において継続的に維持、確保されていることを制度的に保障するものといえよう。

この点を簿記的に表現すれば、会社が株式の発行という形で形成、創出した（貸方）資本金もしくは株主による払込資本は、会社において常時、継続的に維持、確保することを制度的に保障する仕組みが、資本不変の原則によって確立されているものといえよう。

さらに資本確定の原則は、現行商法のもとでは会社の設立に際して発行する株式総数について株式引受人が確定し、したがって引受価額に相当する現金もしくは現物資産の拠出者が確定していることを制度的に保障する仕組みを提供するものであり、上述の資本充実、維持の原則を補強するものとして、株主有限責任を制度的に担保するところの資本金もしくは株主による払込資本の実効性を高める働きを果たしているといえよう

このように資本充実、維持の原則によって資本金もしくは株主による払込資本に相当する

「会社資産」が会社設立時や新株発行時のみならず、会社の存立中、常時、継続的に維持、拘束される仕組みが制度的に確立され、また資本不変の原則によって会社が株式発行の形で形成、創出した「資本金もしくは株主による払込資本」は常時、継続的に維持、確保する仕組みが制度的に確立され、さらに資本確定の原則によって会社設立時における資本金もしくは株主による払込資本に相当する会社資産の確保、充実が補強される仕組みが完備している状況のもとでは、株式引受人によって引受価額に相当する現金もしくは現物資産が会社に提供された場合、常時、継続的に会社債権者に対する弁済を担保する会社資産が会社において制度的に維持、拘束されることとなり、負債に相当する資産を超過する一定額の資産の存在の制度的保障⁽⁴⁾は、債権者に対して自らの債権の回収可能性を保障する安全弁、緩衝器の存在とその作用、機能の有用性、信頼性を一定の範囲内で認識、測定することを可能ならしめるものといえよう。

(現実には株主によって出資義務の履行の形で提供された現金もしくは現物資産は、営利法人としての株式会社が営利活動を営む過程で種々の形態の資産に変化、変容するので必ずしも具体的な支払手段の存在形態としての現金、預金、受取手形等の形で存在することを保障するものではない。

また会社が経営不振に陥った場合には会社の純資産額は資本金もしくは株主による払込資本を下回ることになるが、その場合にも原始株主のみならず承継株主を含めた株主に対して会社資産を分配、払い戻しをしたことによって生じたものではないという意味で、資本金もしくは株主による払込資本に相当する会社資産の範囲内で債権者に対する弁済を担保する会社資産を常時、継続的に維持、拘束することを通じていわゆる間接責任を果たす仕組みは、有効に機能しているといえよう。)

本来の意味では会社の債務の支払について付随的な性質を有するにすぎないとしても株主と会社債権者との間に成立する法律関係としての株主の有限責任は、上述のように細分化された割合的単位の形をとるところの株式ならびに資本金もしくは株主による払込資本の制度と資本に関する三原則を具体的に定めた諸規定の存在と適用によってその実効性を保障する制度的基盤が確立されているために、株主は出資義務を履行することによって会社との間の内部的な法律関係としての出資義務が消滅するのみならず、株主と会社債権者との間の外部的な法律関係であるところの株主の有限責任も、直接に両者が表面的、形式的に対峙する形で存在する必要性は消滅したといえるのではなかろうか。

株式会社のように社員権が細分化された割合的単位の形をとり、個性を喪失した単なる資本提供者としての多数の株主が存在する場合には、会社債務の弁済について株主が出資額の範囲内で会社債権者に対して直接に弁済する方法をとることは、徒らに法律関係を複雑にして多大の手間と費用を必要とするのみならず、このような複雑な法律関係を忌避する動きが生じて多数の株主による相対的に少額の資本の提供によって多額(巨額)の資本を形成、創出することが妨げられることとなろう。

原始株主による出資額を資本金として維持、拘束し、資本金もしくは株主による払込資本に相当する会社資産を会社債権者に対する弁済を担保するための会社資産として維持、拘束する

株式、株主有限責任、資本金および株主の危険負担の相互関係についての一考察

仕組み⁽¹²⁾は、一方で上記のように複雑な法律関係のために多大の手間と費用を必要とし、したがって肝心の株主から忌避される結果を招くところの直接有限責任を回避しながら、他方で株主が会社債務について原始株主の出資額の範囲内で会社債権者に対して弁済を担保するという巧妙な仕組みであるといえよう。

そのような仕組みのなかでは、会社の構成員であり実質的に共同所有者である株主が、会社債権者に対して株式引受人による引受価額を限度として会社の債務の弁済を担保するという株主有限の責任は、資本金もしくは株主による払込資本に相当する会社資産の提供者は株主であること、当該資産は会社債権者に対する会社債務の弁済を担保する資産であるという性質、特性を法律上、付与されていること（この点で債権者による信用供与によって形成された資産や会社が自らの営業活動によって創出した資産とは著しく性質を異にしている）、単に出資の時点で会社債権者のための担保となっているのみならず原則として会社が存立中は会社債権者に対する担保として会社によって維持、拘束されていること、原始株主がその有する株式を売却して出資額を全額回収した場合には、承継株主が会社債務の弁済を担保する会社資産は会社によって維持、拘束されるという制約に服すること、会社が経営不振に陥って原始株主が提供した会社資産が資本金もしくは株主による払込資本を下回り、最悪の状況ではゼロとなった場合にも、換言すれば原始株主の出資に起因して形成された株主の財産が減少、消滅した場合にも資産提供者としての原始株主および承継株主はそのような不利益な状態を甘受する立場、地位におかれていること、有償による減資によって会社債権者に対する弁済を担保する会社資産を減少させる場合には債権者の同意（異議の申立とその充足）を必要とすること等からみて基本的に貫徹されており、この点で原始株主の出資によって株主の義務も責任も完全に消滅とする見解は、誤解を与える表現ではなかろうか。

同時に資本金の制度とこれを補完する資本充実、維持の原則や資本不変の原則は、株主が原始株主の出資額の範囲内で会社債権者に対して会社債務の弁済を担保することを内容とする株主有限責任の制度を前提として、その実効性を担保するための制度、原則であるとみる立場からは、原始株主の出資によって義務も責任も完全に消滅とする見解は、何故、主たる地位に置かれている株主有限責任が絶対的に消滅するにかかわらず従たる地位において株主有限責任を担保するところの資本金の制度は存在し存続するのであろうかという素朴な疑問を生ぜしめる余地を残すものといえよう。

（この点を簿記的にいえば売掛金や受取手形は存在しないに拘らず、何故、貸倒引当金は設定されているのであろうかという疑問に相当するといえよう。）

V 株式のもつ財産的要素と株主の危険負担について

株式会社は営利社団法人であるという通説に従えば、その基本構造は自ら株式を引受けることによって会社の構成員になるとともに営利事業の遂行に必要な基幹資本および資産を提供した株主が、営利事業を営む株式会社を設立して会社が対外的な経済活動によって稼得した利益の分配を享受する仕組みであるといえよう。

このように会社の構成員であり、会社の実質的な共同所有者である株主にとって、株式の引受と引受価額の払込は単に身分的要素としての株式の取得を目的とするにとどまらず、自らの財産を増加、増殖するための運用手段の1つ、つまり投資もしくは投機行為としての性質をもっている。このことは株式の引受、払込が株主にとって出捐となるものではなく利益配当もしくは株価の値上がりの形で果実としての利益を産み出す元本としての性質をもっていることを意味している。もっとも株式の引受価額の出資という形で株式を表彰する有価証券としての株券に投下された資本は、利息の支払を保障されないばかりか元本の保障さえも行われなところの、いわゆる危険資本⁽¹³⁾であり、常に株主は出資に起因して形成された財産の減少、消滅の危険を負担する立場におかれているといえる。

ここでまず確認することは株式の引受と引受価額の払込、給付は一方において株主が自らの意思に基づいて出資額に相当する金額の財産上の損失をし、他方、会社は一方的に利得するという性質の行為ではなく、株主は経済人として有限責任の範囲内で出資をし、自らの財産の一部を危険資本の形で、具体的には財産的価値のある株式の保有という形で運用しているという事実である。

少なくとも出資の時点では株主はなんらの経済的損失をしているものではなく、将来、会社の経営状態が悪化し原始株主が出資した会社資産が資本金もしくは株主による払込資本を下回り、最悪の状況ではゼロとなった場合、出資に起因して形成された財産的価値のある株式の経済的価値が原始株主の出資額もしくは株主の資本持分に比べて減少、消滅する危険、あるいは無償での株式の消却、併合（100%減資と新株発行による増資の場合を含めて）の危険を負担する地位に置かれたにすぎないといえよう。

この点は合資会社における有限責任社員の責任が、会社がその債務を弁済することが困難となった場合に、出資額の範囲内で会社債権者に対して直接に弁済を行い、直接的、明示的に有限責任社員の財産が減少する立場におかれているのに比べて著しい差異を示すものといえよう。

一般に原始株主は、その有する株式の引受価額を会社に対して出資することによって株主の義務も責任も消滅するといわれているが、経済的には原始株主は少なくとも出資の時点ではなんら財産上の損失、減少を受けていないわけであり、出資額の範囲内で会社債務の弁済を担保するという制約、拘束をうけるために将来、会社の経営状態が悪化して自らの出資した会社財産が減少、消滅した場合に、出資に起因して形成された自らの財産が減少、消滅あるいは自らの保有する株式が無償で減少、消滅する危険を負う立場におかれたにすぎないといえよう。

さらに原始株主が出資額を超える金額で承継株主に株式を売却して投下資本を全面的に回収した場合には、上述のような将来における財産的価値を有する株式の経済的価値の減少、消滅の危険から完全に解放され、このような危険な地位、立場は承継株主が引継ぐこととなる。

原始株主がその有する株式の引受価額を出資することによって株主の出資義務および責任は消滅するとする立場からみれば、原始株主がその引受価額を出資した後は、原始株主および承継株主は利益配当請求権と残余財産分配請求権を中心とする自益権ならびに議決権を中心とする共益権を有するのみとなるので、会社が経営不振に陥り会社の純資産額が資本金もしくは株主による払込資本を下回り、最悪の状況ではゼロとなった場合にも、単に具体的な債権者の権

株式、株主有限責任、資本金および株主の危険負担の相互関係についての一考察

利としての残余財産分配請求権が減少または消滅したにすぎないと解することとなろう。

(もっともこのような立場をとるときには、会社が経営不振に陥った場合に、何故、株式を無償で消却、併合するかについて合理的に説明することが著しく困難になるのではなかろうか。)

しかしながら上述のように原始株主による株式引受価額の出資は、株主にとっては投資もしくは投機行為であり出資によって保有した財産的価値のある株式は、将来利益配当もしくは株価の値上がりの形での果実を取得するための元本としての意義、性質を有するとする立場からは、原始株主は出資の時点では、将来、出資額に相当する財産の減少、消滅の危険を負担することを承諾、容認したことを意味するにすぎず、したがって会社の経営不振によって現実に出資に起因して形成された財産が減少、消滅する事態に際会した株主の立場とは区別して認識することが必要であり有用であるといえよう。

つまり前述のように本来の意味では株主有限責任の制度は、会社の構成員であり会社の実質的な共同所有者である株主と会社債権者との間に成立する法律関係であるが、社員権が細分化された割合的単位の形をとり個性を喪失した単なる資本の提供者としての多数の株主の存在と単純、明快な有限責任の仕組みの要求に応えるため、現在のように原始株主による出資額を資本金として維持、拘束し、資本金もしくは株主による払込資本に相当する会社資産を会社債権者に対する弁済を担保するための会社資産として維持、拘束するという仕組みに発展、変化したと解する立場からは、原始株主による株式引受価額の出資は少なくとも出資の時点では出資額の範囲内で会社債務の弁済を担保する会社資産の提供が行われ、且つ株式および資本金の制度によって具体的な株主有限責任の履行の態様、方法が保障されたことを意味するにとどまり、現実に株主有限責任の原則に基づいて出資額の範囲内で出資に起因して形成された財産の減少、消滅という形での不利益を蒙ったことを意味するものではない。

原始株主がその有する株式の引受価額に相当する現金もしくは現物資産を会社に提供した時点で、株主有限責任を具体的に担保する資本金およびこれに相当する会社資産は形成、創出され、したがって資本金の制度および資本充実、維持と資本不変の原則が現実に作用し機能するための条件が充実、完備するために、会社がその債務を返済することが困難となった場合にあらためて株主は出資する必要性は発生しないだけであって、その意味で株主と会社債権者との間の法律関係は、直接責任の形では消滅したとしても資本金の制度によって担保される形で実体的、内在的には存在、存続して会社が経営不振に陥ったり突発事態の発生に際会して、原始株主が出資の形で提供した会社資産が資本金もしくは株主による払込資本を下回り、最悪の状況ではゼロとなった場合には、原始株主の出資に起因して形成された株主の財産の減少、消滅もしくはその保有する株式の無償での消却、併合の形で、株主有限責任に内在していたところの、原始株主のみならず承継株主を含めて株主はその有する株式の引受価額を限度として責任を負うという危険負担者としての立場、地位が具体的、明示的に顕在化して不利益を蒙るといえるのではなかろうか⁽⁴⁴⁾。

VI 結びに代えて

以上、現行の株式会社を構成する基本的な特質としての株式、株主有限責任の制度、資本金の制度ならびに株主有限責任の制度を基盤として発生するところの株主の危険負担について、論理的に内在するところの相互関連性を中心にして考察した。

そこではまず現行株式会社において「株式」は狭義の法律的意義、性質をもつのみならず多様な機能、側面を有することを指摘することによって株式会社における本源的要素技術としての地位を占めているのではなかろうかとする見解を述べた。

ついで本来の意味では会社の構成員であり実質的な共同所有者である株主と会社債権者との間に存在する法律関係としての株主有限責任の制度は、現行の株式会社においても直接有限責任にみられる複雑な法律関係に伴う多大の手間と費用を回避しながら、その実効性を担保するところの資本金の制度に支えられて原始株主による株式引受価額の出資後も内在的、実体的に存在し、存続しているのではなかろうかとする私見を述べた。

最後に株式のもつ財産的要素を強調することによって株式引受人による引受価額の出資は単なる出捐ではなく、株主にとっては投資ないし投機行為としての性質を有していることを述べた後、株式もしくはこれを表彰する有価証券としての株券に投下された資本は危険資本としての性質をもっているために、会社が経営不振に陥って原始株主が出資した会社財産が資本金もしくは株主による払込資本を下回り、最悪の状況ではゼロとなった場合、原始株主および承継株主は原始株主の出資に起因して形成された財産の減少、消滅あるいは自らが所有する株式の無償消却、併合の形で株主有限責任に内在する危険を具体的、明示的に負担し、法律上の地位に基づいて不利益を蒙るのではなかろうかとする私見を開陳した。

したがって、とくに株主有限責任の制度の意義、内容ならびにこの制度と資本金の制度との関連についての見解は、現在の通説と著しく異なっており、この点で思わぬ誤りを犯しているかもしれない。

この点については読者諸賢の率直にして、建設的な御指導、御批判を心よりお願いして筆を擱く次第である。

株式、株主有限責任、資本金および株主の危険負担の相互関係についての一考察

(注)

- (1)大隅健一郎、今井 宏 『会社法論上巻 第三版』有斐閣、平成3年、145頁。
北沢正啓 『会社法 第四版』青林書院、1994年、39頁。
鈴木竹雄 『新版会社法 全訂第五版』弘文堂、平成6年、19頁。
- (2)田中誠二 『再全訂 会社法詳論 上巻』勁草書房、昭和61年、109頁。
森本 滋 『会社法 第二版』有信堂、1995年、29頁。
なお森本教授はこの三要素以外に、存在しないし活動にかかる特質として営利目的をあげておられる。
- (3)田中耕太郎 『株式会社法序説 株式会社法講座 第1巻』有斐閣、昭和33年、1頁。
- (4)大塚市助 『株主の出資義務 株式会社法講座 第2巻』有斐閣、昭和34年、455頁を参照されたい。
- (5)大塚市助 前掲書 455～456頁を参照されたい。
- (6)大塚市助 前掲書 456頁を参照されたい。
- (7)鈴木竹雄 前掲書 20頁。
- (8)大隅健一郎、今井 宏 前掲書 292～294頁。
- (9)石井照久 『会社法 上巻(商法Ⅱ)』勁草書房、昭和44年、37～38頁。
大塚市助 前掲書 459～460頁。
大隅健一郎、今井 宏 前掲書 146～147頁。
鈴木竹雄 前掲書 21頁。
田中誠二 前掲書 120頁。
龍田 節 『会社法 第五版』有斐閣、1997年、12頁、54頁。
前田 庸 『会社法入門 第6版』有斐閣、1999年、14頁。
- (10)大隅健一郎、今井 宏 前掲書 148頁を参照されたい。
鈴木竹雄 前掲書 22～24頁。
- (11)千葉準一 『株式会社社会計』中央経済社、平成11年、314～315頁。
千葉教授はこの点について第一防波堤、第二防波堤という表現で説明されている。
- (12)染谷恭次郎 『現代財務会計(改訂増補三版)』中央経済社、平成3年、154～155頁。
醍醐 聰 『会計学講義』東京大学出版会、1998年、20頁。
津守常弘 『資本金論 企業利潤論』ミネルヴァ書房、昭和44年、214～215頁を参照されたい。
中村 忠 『株式会社社会計の基礎』白桃書房、1991年、88頁を参照されたい。
中村宣一郎 『会計学(改訂版)』同文館、昭和58年、218～219頁を参照されたい。
森藤一男 『現代企業会計通論(三訂版)』税務経理協会、平成12年、175～176頁。
- (13)龍田 節 前掲書 12頁、29頁、138頁を参照されたい。
- (14)出資後の株主責任について言及した見解としては1998年11月14日付日本経済新聞に掲載された金融監督庁のみどり銀行に対する株主責任を問う方針に関する記事を参照されたい。
経営不振企業が株主責任を明確にしたケースとしては2000年9月19日付日本経済新聞に掲載された熊谷組の再建計画を参照されたい。